

各国担保法検討一覧

| 大項目          | 中項目       | 小項目(これに限る趣旨ではない) | オーストラリア  | シンガポール  | オランダ  | アイルランド   | イギリス   |
|--------------|-----------|------------------|--|---|---|--|--|
|              |           |                  | Family Law (Child Abduction Convention) Regulations 1986   | International Child Abduction Act 2010  | Uitvoeringswet  | Child Abduction and Enforcement of Custody Orders Act, 1991        | Child Abduction and Custody Act 1985   |
| 中央当局         | 指定(担当部署等) |                  | 連邦中央当局:司法省国際家族法課、州中央当局:司法長官が任命する(8(1))   | 中央当局の役割は、International Child Abduction Act 2010のパート(法律扶助と助言)に関しては法律扶助担当大臣、その他の規定は子の福祉と保護担当大臣(5、2(2))が担当すると規定。中央当局はMinistry of Community Development, Youth and Sportsが担当している。<br>http://app1.mcys.gov.sg/SingaporeCentralAuthority/AboutUs.aspx | 司法大臣が命令によって、司法省内の部局を中央当局と指定する(4(1))   | 法務大臣が命令により指定する(8)  | イギリス、ウェールズ、北アイルランド;大法官スコットランド;国務大臣(3)  |
|              | 権限        |                  | 連邦中央当局の権限に関する一般的規定(5)<br>州中央当局の権限に関する一般的規定(9)<br>中央当局(連邦または州)の具体的な任務・権限は、担保法中に個別にそれぞれ規定されている。<br>備考1 | 条約8条に基づき申立て、シンガポールへの連れ帰り事案につき、任意の返還等に関する援助(6(1))、シンガポールからの連れ去り事案につき、当事者からの申立てを子の所在地国の中央当局へ送付(6(2))、条約21条に基づき申立て、シンガポール在住の子との面会交流事案につき、任意の実現に関する援助(7(1))、他の締約国在住の子との面会交流につき、当事者からの申立てを子の所在地国の中央当局へ送付(7(2))                                       | 中央当局は、条約の適用のない国際的子の奪取も扱える(4(1))<br>中央当局は、申立人からの代理権授与なしに法的手続きや他の手段を開始することができる(5(1))<br>中央当局は、「子どもケア・保護委員会」に対し、特定のアクションを求めることができる。但し法的手段の開始を除く(7)<br>オランダ内で居場所を突き止めるために中央当局が警察に援助を求めるときは、それは、当該地の検察官・ハーグの検察官にも適用される(9(1))<br>中央当局は、奪取された子と同居する人物に、書面で返還の申立を通知し、その根拠と、中央当局が定める合理的期間内に返還しない場合は裁判所に提訴する旨を通知する(10(1)) | 中央当局(連邦または州)の具体的な任務・権限は、担保法中に個別にそれぞれ規定されている。                       | 中央当局に以下の権限あり<br>(a)地方自治体に対して、関連事項の報告を求める<br>(b)保健省と北アイルランドの社会福祉課に、関連事項報告に適切な人選を求める<br>(c)各裁判所に対してその子に関する文書の提出を求める(6) |
| 子の所在調査に関する規定 |           |                  | 子の所在発見及び確保のための令状に関する規定(31)   | 規定なし<br>備考1   | オランダ内で居場所を突き止めるために中央当局が警察に援助を求めるときは、それは、当該地の検察官・ハーグの検察官にも適用される(9(1))<br>検察官は、中央当局による援助要求を優先することができる(9(2))<br>警察は、立入権を有する。民訴926、が適用される(9(3))   | 裁判所は誰に対しても子の所在に関する情報提供を命じ得る(36)。<br>国家警察は裁判所の命令に基づき子の身柄を拘束し得る(37)。 |  |
| 返還手続         | 管轄        |                  | 規定なし(用語の定義参照)  | the High Court(2(1))<br>備考2   | 奪取された子が実際に居住する地域の地裁の子ども裁判官は、中間の差止処分の管轄裁判官の権利を侵害することなく、次の審理ができる。A. 第1条の条約の適用B. 条約適用外の国際的子の奪取C. この法律の14条の要求(面会申立)を含む、国際的面会権の規制と実施(11(1))<br>子が実際に居住していない場合及び居場所を突き止められない場合は、ハーグ地裁の子ども裁判官が審理できる(11(2))   | High Court   | イギリス、ウェールズ、北アイルランド;高等院ウェールズ;民事控訴院(4)   |
|              | 当事者       |                  | 担当中央当局14(1)(a)、個人、施設その他の機関14(1)(b)   | 申立人(監護権を侵害された者、利害関係を有する者)(8(2))。なお、申立につき、中央当局に通知(8(3))、申立後7日以内 Order 102 Rule 7)、申立は、Electronic Filing Systemにより行う。   | 監護権、監護権の回復、返還、面会権に関する決定を得たい者は、司法または他の機関に直接申し立てができる(4(2))、中央当局は、申立人からの代理権授与なしに法的手段を開始することができる(5(1))  | 特別な規定なし<br>中央当局が申立てを行うものとされているようである(9(2))                          |  |

2 ページ

4 ページ

| 大項目          | 中項目           | 小項目(これに限る趣旨ではない) | NZ   | カナダ・ケベック州   | アメリカ   | ドイツ  | 南アフリカ<br>「L」は法律の条文で、「R」は規則の条文。   |
|--------------|---------------|------------------|--|---|--|--|--|
|              |               |                  | Care of Children Act 2004<br>2007年、2008年に改正  | An Act respecting the civil aspects of international and interprovincial child abduction, R.S.Q. c. A-23.01   | International Child Abduction Remedies Act (ICARA)   | Act on International Family Law  | Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction Regulations (GNR1282 in GG 18322 of 1 October 1997)<br>Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction Act 72 of 1996  |
| 中央当局         | 指定<br>(担当部署等) |                  | the Secretary for Justice (100(1), 8)  | 法務省 (the Minister of Justice) (6)。  | 大統領の指名する連邦政府関連機関(7)  | Federal Office of Justice 連邦司法庁 (3(1))   | The Chief Family Advocateが中央当局となる(L1、L3)。<br><br>Family Advocateとは、南アフリカ共和国の政府機関であり、家事事件の調停等を行っている。The Chief Family AdvocateはFamily Advocateの長であり、法務大臣(Minister of Justice)によって任命される。<br><br>(公式HP)<br><a href="http://www.justice.gov.za/FMAdv/f_main.htm">http://www.justice.gov.za/FMAdv/f_main.htm</a> |
|              | 権限            |                  | all the duties (100(1))  | 条約上の義務(権限)規定をそのまま規定した上で、これらを実行するために、他州の中央当局と協力し、また州内の適切な機関と連携を推進する旨を定めている(7)。なお、子の返還を求めるLBPIは法務省または子の返還を確保できる州の中央当局に申請書を提出することとされている(13)。   |  | 中央当局に送られる文書が、条約24条1項に従って翻訳が付されないときは、中央当局は翻訳を手配(4(2))<br><br>申立人が他国に送る書類に要求される翻訳を用意しない場合、中央当局は申立人の費用で翻訳を手配(5(1))<br>中央当局は、管轄庁の援助を得てあらゆる必要な手段を採る(6(2))<br>中央当局は、必要であれば法廷での訴訟手続を開始する;中央当局は、申立人の代わりに、子の返還を目的として、法廷の内外で行動を起こす権限がある(6(2))。   | 中央当局は、ハーグ条約に基づく権限及び義務を有し、かつそれらを Family Advocate に委任することが可能(L4)。さらに、必要な場合には、個人を指名して仕事をさせることも可能(R3)。<br><br>なお、担保法の規則(Regulations)を制定する権限は法務大臣(Minister of Justice)が持っている(L5(1))。  |
| 子の所在調査に関する規定 |               |                  | (103、104)に記載あり。<br>子どもの確保のために出される令状については、既存の令状に関する法令は必要な修正のうえ適用される(117)。   | 法務省は、子の所在を発見するために、直接または適切な機関を通じて、全ての適切な手段を採る(8(1))。<br>法務長官(the Attorney General)又は同人から指定を受けた者は、子の所在に関する情報を保有している者に対して情報を提供することを命じる旨の申立てを上級裁判所裁判官にすることができる。これは一定の情報又は文書の秘密又は非開示に関する一般規定又は特別法にあてはまらない場合であっても適用されるが、特別な地位に基づいて情報を取得した者や職務上の秘密を負っている者については適用されない(9)。<br>上級裁判所裁判官は、警官に、子の所在発見に必要な問合せや発見した子を遅滞なく連れていくことを命じる許可をすることができる(10)。<br>また、少年保護所長(the director of youth protection)は、緊急の措置を必要とする子については連れて行くこと、事情に応じて自発的な措置を見守ること、子の自発的な返還のための交渉を行うことについて権限を委託される(11)。 | 保健福祉省が社会保障法に基づき提供するサービス(parent locator service)の情報の開示を求めることができる。(7)<br>原則として、連邦政府・州の機関、外国政府から、子の所在地及び条約上の子に関する事項の履行に必要な情報を受け又は伝え、これを申立人等に伝えることができる。この情報提供の依頼を受けたアメリカの連邦・州の機関は、以下の例外にあたる限り、自らの保有する記録を調査し、情報を開示しなければならない。例外:自国又は他国の国家の安全に抵触するとき、連邦執行法によって禁止されるとき。(9)<br>の順に行う。 | 中央当局は、子の住居地が不明で、かつ、子がドイツにいる徴候がある場合には、子の所在を確認するために、警察の強制力を動員することも含めてあらゆる必要な手段を採る(7(1))<br>中央当局は、子の所在を確認するために、車両管理者データの収集を要求したり、手当支給者に人の所在情報の通知を要求したりできる(7(2))<br>中央当局は、Federal Criminal police Office による所在確認通知を発行させることができる(7(3))<br>他庁が動員される場合、中央当局は、必要な個人データをそれらの庁に送る(7(4)) | 規定なし。<br><br>ただし、調査会社等に子どもの所在を調査させた場合の手数料額が規則に定められてあり(R7(1)a)、調査会社等と関与させることは可能という前提。   |
| 返還手続         | 管轄            |                  | 全ての家庭裁判所と全ての地方裁判所(101)<br>外国でのparenting orderがregisterされた場合、原則としてNZの裁判所はthe role of providing day-to-day careについては管轄権を行使しない。Children's welfare and best interest の観点から必要な場合は除く(83-84)。<br>刑事または家庭裁判所以外という定めがない限り、家庭裁判所が管轄権を有する(125)<br>人的管轄(126) | the Superior Court  | 連邦地方裁判所、州裁判所   | 中央当局が申請書を受領したときに子どもが居住していた地域を管轄する家庭裁判所、または、それがないときは保護の必要が存する地域を管轄する家庭裁判所(11)<br>その他、concentration of jurisdiction等の規定(12、13)   | 規定なし。<br><br>ただし、改正法(下記4(4))には、High Courtが管轄権を有する前提の条項あり。  |
|              | 当事者           |                  | 中央当局が申立人の代理として手続を開始する(112(3))  | 中央当局又はLBPが申立人(18)。  | 返還手続を求める個人(4(6))   | 規定なし   | 親が当事者。<br>申立人が法律扶助の要件に該当しない場合や、自ら代理人を選任することを希望しない場合は、中央当局又は中央当局から委任を受けたFamily Advocate が訴訟を代理しなければならない(R5)。  |

3 ページ

5 ページ

| 大項目          | 中項目       | 小項目(これに限る趣旨ではない) | スイス   | カナダ (Alberta)   | カナダ (New Brunswick)  | 香港   |
|--------------|-----------|------------------|---|---|--|--|
|              |           |                  | Federal Act on International Child Abduction and the Hague Conventions on the Protection of Children and Adults | International Child Abduction Act, R.S.A. 2000, c.I-4             | International Child Abduction Act, S.N.B. 1982, c.I-12.1       | Child Abduction and Custody Ordinance  |
| 中央当局         | 指定(担当部署等) |                  | (連邦)連邦法務局・(州)州によって異なる。  | 司法大臣(The Minister of Justice and Attorney General)またはその指名を受けた者(4) | 法務長官(Attorney General)(4)<br>条約上の権利義務履行のため、裁判所に申出可(地裁または家裁)(7) | 司法長官(Secretary of Justice)(sec. 6)   |
|              | 権限        |                  | ハーグ条約に定める職責   | 規定なし  | 規定なし   | 規定なし   |
| 子の所在調査に関する規定 |           |                  |   | 規定なし  | 規定なし   | 司法長官は、<br>a 社会福祉局長<br>b 警視總監<br>c 入管局長<br>d その他、司法長官が特定する人物<br>に対し、関連するあらゆる情報を文書で提出するよう求めることができる。<br>また、<br>司法長官は、裁判所に対し、当該子どもに関する文書が同裁判所に提出されている場合には、その写しを提出するよう求めることができる。(sec. 8)  |
| 返還手続         | 管轄        |                  | 子が居所を有する州の最高裁判所   | 規定なし  | 規定なし   | Court of First Instance of High Court  |
|              | 当事者       |                  | 規定なし  | 規定なし  | 規定なし   | 規定なし。ただし、手続規則に、相手方に関する下記の規定あり。<br>次に定める者は、返還申立てに対する相手方となる。<br>1 申立人の宣誓供述書において、子どもを香港に連れ帰ったとされている者<br>2 宣誓供述書において、子どもと一緒にいるとされている者<br>3 当事者ではない、子の親もしくは後見人<br>4 子どもの監護に関して利害関係を有する者(香港以外の締約国における機関の判断を含む)<br>5 子どもの福祉に関し十分な利害関係を有する者(Q.121.5) |

| 大項目  | 中項目     | 小項目(これに限る趣旨ではない)                     | オーストラリア   | シンガポール   | オランダ  | アイルランド   | イギリス  |
|------|---------|--------------------------------------|---|--|---|--|---|
|      | 用語の定義   |                                      | Article 3 applicant(3条申請者)、Central Authority(中央当局:条約の中央当局)、child(子ども:16歳未満)、Commonwealth Central Authority(連邦中央当局)、Convention(条約)、convention country(条約締結国)、court(裁判所:Family Law Act 1975の39(5)(d)、39(5A)(a)、39(6)(d)のもと、管轄を有する裁判所、filed(applicable Rules of Courtの中と同じ、applicable Rules of CourtはActの4(1)で定義されている)、Registrar(レジストラ:家庭裁判所または西オーストラリアの家庭裁判所に関しては-記録係または記録代行係、その他の裁判所に関しては-その他の裁判所の主任事務官)、request(請求:条約8条、21条の目的で担当中央当局に請求すること)、responsible Central Authority(担当中央当局:事案に応じて求められる連邦中央当局、または各州(地域)の州(地域)中央当局、return order(返還命令)、rights of access(面会権)、rights of custody(監護権)、State Central Authority(州中央当局:当該州または地域の中央当局として規則8条1項で任命された人、the Act(1075年家族法))   | 原則として、法律で用いられる文言は、条約の文言と同じ意味(2(2))   | ヨーロッパ条約とは、1980年5月20日にルクセンブルグにおいてなされた条約を指す(1a)、ハーグ条約とは、1980年10月25日にハーグにおいてなされた条約を指す(1b)、国際的子の奪取とは、ハーグ条約5条との関連で、3条で定義する、監護権を侵害してなされた不法な奪取または留置を指す(1c) | 中央当局:子ども・裁判所・ハーグ条約・健康局・大臣・規則・保護観察および福祉担当官(2)、締結国(3)につき定義あり   |   |
|      | 請求原因と抗弁 | 請求抗弁と抗弁事由(例外)を規定しているか、しているとして条約そのままか | 請求原因 規定あり(16(1)(2))<br>抗弁事由 規定あり(16(3))<br>条約13(2)に(ii)の文言が加えられている(16(3)(c))<br>each of the following applies:<br>(i)the child objects to being returned;<br>(ii)the child's objection shows a strength of feeling beyond the mere expression of a preference or of ordinary wishes;<br>(iii)the child has attained an age, and a degree of maturity, at which it is appropriate to take account of his or her views<br>(i)子どもが返還に異議をとなえ<br>(ii)当該子どもの異議が、単に希望を述べているというレベルを超えて、強い感情を示しており<br>(iii)その意見を考慮に入れるのが適当である年齢及び能力に達していると認められた場合  | 規定なし   | 規定なし  | 規定なし   | 条約をそのまま引用、ただし20条の記載はなし。   |
| 返還手続 | 手続規則    | 既存の一般の民事訴訟手続等が適用されるか、又は別途規定されているか    | 送還(27)、移送(28)に関する規定あり。<br>その他、家族法(Family Law Act)に適用される手続規則を定めたFamily Law Rules 2004が適用されるかは不明。   | Rules of Court、Order102  | 各手続につき、民法の条文を明記   | 別途規程(子の連れ去りおよび監護命令の執行に関する法律1991)<br>法務大臣が規則を制定し得る(41)<br>裁判所法1961~1988は管轄・手続につき本法と一体のものとして解される(1)。 | 特に規定なし。なお、裁判の規則を定める権限のある機関は、申請者をイギリスの他の適切な裁判所に移送するための手続、イギリス国外の条約締結国に申立てを行う申請者が、子に関連するイギリスの判決の謄本を入手する手続等、適切な手続を定めることができる。(10) |
|      | 手続規則    | 迅速性についての規定の有無、規定の仕方                  | あり(15(2))<br>Order(命令)の規定に「裁判所は、実行可能である限り、当該申立に関する各問題を適切に検討するに必要な限り迅速に申立が処理されることを保証しなければならない。   | Rules of Court, Order102, r.8. 相手方は申立書受領後14日以内に宣誓供述書(affidavit)、を提出(1)、申立人は相手方の宣誓供述書受領後7日以内に反論の宣誓供述書を提出(5) | 中央当局は、迅速な手続が必要ときまたは任意の返還が見込まれない根拠があるときは、任意の返還を求め通知を省略できる(10(2))   | 条約7条の目的のため等、条約の条文を掲げる以外には特に迅速性についての規定なし  | 規定なし  |
|      | 証拠規則    | 証拠方法の制限、写し・ファックス等によるか                | あり(29、証拠条項)<br>(1)本規則は、申立人が有責中央当局である場合の、不法な連れ去りがあった場合の裁判所への申立(14)、返還命令の取消の申立(19A)、オーストラリア在住の子どもへの面会権の申立(25)における裁判所の手続に適用される。<br>(2)本規則14条、19条A、25条の申立、申立に関する13条、24条、25条の請求、その他当該申立及び請求を補足するために添付された書面は、当該申立、請求、書面に記載された事実の証拠として認められる<br>(3)オーストラリア国外に居住する証人の供述書は証人の尋問手続を経なくても証拠として認められる。<br>(4)下記の書面中の陳述は当該人物の署名または役職の証明無しで、当該事実に関し、口頭での証拠と同じ程度で、書面中で述べられた事実の証拠として認められる。<br>(a)条約締結国の訴訟手続において与えられた証拠、当該国の資格ある当局の前で与えられた証拠で、子どもの監護権に関するもので、証拠が与えられた人前で署名されたものを説明し、まとめるもの<br>(b)本規則に基づく手続をうける目的で条約締結国に持ち込まれた証拠で、証拠が持ち出された者の前で署名されたものを説明し、まとめるもの<br>(c)条約締結国の裁判所の手続またはその国の資格ある当局の前で証拠として受け入れられたもので、子どもの監護権に関するもので、裁判官、裁判所または当局の書記官に署名を受けたもの<br>(6)下記の書面はそのものの署名や役職の証明なしに、命令又は決定の証拠として認められる。<br>(a)条約締結国の裁判所の命令または命令の写しまたは、その国の資格ある当局の決定で、子どもの監護権に関するもので、 | 規定なし   | 規定なし  |  |   |

5 ページ

7 ページ

| 大項目  | 中項目     | 小項目(これに限る趣旨ではない)                     | NZ   | カナダ・ケベック州   | アメリカ  | ドイツ  | 南アフリカ   |
|------|---------|--------------------------------------|--|---|---|--|---|
| 返還手続 | 用語の定義   |                                      | (95)にあり  | 監護権:条約上のみなし規定(3)と同様の規定のほか、監護権の決定や変更に関する訴訟手続中に、執行を免れるため移動等を行う場合も不法とみなす旨を規定(4)。 | 条約15条の「権限ある」機関は、裁判所と政府の適切な機関を含む。<br>条約の「不法な連れ去り・留置」は、その子に関する監護権命令の登録前のものも含む。(4)                                     | 規定なし   | 「L」は法律の条文で、「R」は規則の条文。<br>法律に定義条項はあるが(L1)、略語を定めるのみで内容的に特段意味はない。<br><br>規則(Regulations)の定義条項(R1)では、略語以外に、申立人(applicant)及び相手方(respondent)の定義がある。 |
|      | 請求原因と抗弁 | 請求抗弁と抗弁事由(例外)を規定しているか、しているとして条約そのままか | 請求原因は、(105)で条約と同じ。抗弁事由に、not permitted by the fundamental principles of New Zealand law relating to the protection of human rights and fundamental freedoms (106(1)e)。具体的な要素は106(2)に例示(難民、国連人権条約で規定される差別にあたる)。<br><br>[2007年改正]<br>抗弁事由のうち、子の異議(106(1)(d))について、"in addition to taking them into account in accordance with section 6(2)(b), also"という文言を追加。6(2)(b)は、子が直接的または代理人を通じて表すいかなる見解も考慮しなければならないこと。 | 条約の内容をほぼそのまま規定している(20~24)。  | 申立人は証拠の優越によって権利のあることを立証しなければならない。相手方は、条約13b、20の例外を明らかな、納得できる証拠によって立証し(立証のハードルが他の抗弁事由より高い)、条約12、13の例外を証拠の優越によって立証する。 | 規定なし   | 法律の末尾に、Scheduleとしてハーグ条約の条文を全て添付する形になっており、条約そのまま。  |
|      | 手続規則    | 既存の一般の民事訴訟手続等が適用されるか、又は別途規定されているか    | 国外の証人を国外にそのまま調べられる。High court Rulesは適宜修正される(88)  | 担保法における特別規定以外については、通常の民事訴訟手続が適用される旨を規定(18)。                                   | 規定なし  | 規定なし   | 規定なし。   |
|      | 手続規則    | 迅速性についての規定の有無、規定の仕方                  | 迅速な処理の規定(107)  | 人身保護手続と同様に他の手続より優先される旨が規定されている(19)。   | なし  | 裁判所は、子の返還のための訴訟手続を優先して扱う;裁判所は、訴訟手続を促進するために必要なあらゆる手段を採る;条約12条3項の場合を除いて訴訟手続を止めることはない(38) | 規定なし  |
|      | 証拠規則    | 証拠方法の制限、写し・ファックス等での扱い                | 令状はファックスでもよいとすることができる。承認がない場合でも、執行の遅れにより目的が達成できなくなる場合には、ファックスでも執行できる(76)。国外の裁判官や裁判所職員によって署名されるべき書類に署名がなされている場合は、反証がない限り、署名されたとして扱う(89)。海外で行われた証言録取についても証拠として扱う(90)。証拠法の例外として、締約国の法律、締約国の司法・行政の決定等、締約国の法の下で法的効果を持つ合意については、direct noticeをする(115)。裁判所が適切と認める場合は、いかなる証拠も証拠として受け入れられる(128)。裁判所は役立つと思えば、証人を呼べる(129)。   | 規定なし  | 条約上の申立て・これに関連する書類・情報には、認証は不要。(6)  | 規定なし   | 規定なし  |

6 ページ

8 ページ

| 大項目  | 中項目                   | 小項目(これに限る趣旨ではない)                     | スイス  | カナダ (Alberta) | カナダ (New Brunswick)  | 香港   |
|------|-----------------------|--------------------------------------|--|---------------|--|--|
| 返還手続 | 用語の定義                 |                                      | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし   | 略語を定めるのみ。(sec. 2, O.121, r.1)  |
|      | 請求原因と抗弁               | 請求抗弁と抗弁事由(例外)を規定しているか、しているとして条約そのままか | 1980年ハーグ条約第13条1項bの規定に従って、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき、返還により子が耐えがたい状態に置かれるものとみなす。<br>a. 申立てをした親の元に子を置くことが明らかに子の最善の利益ではなく、かつ、<br>b. 事案のあらゆる事情を考慮すると、子を連れ去った親が、連れ去られる直前に子が常居所を有していた国において子の世話をすることができず、かつ、<br>c. 里親に子の養育を委ねることが明らかに子の最善の利益ではない場合。 | 規定なし          | 規定なし   | 規定なし   |
|      | 手続規則                  | 既存の一般の民事訴訟手続等が適用されるか、又は別途規定されているか    | 裁判所は、実行可能な限り、当事者を個別に審尋しなければならない。<br>裁判所は、子の年齢その他正当な理由によりすることができない場合を除き、適切な方法により子を審尋するか、または審尋を行うために専門家を指名しなければならない。   | 規定なし          | 規定なし   | 規定なし   |
|      | 手続規則                  | 迅速性についての規定の有無、規定の仕方                  | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし   | 審理開始に関する召喚状の送達承認は送達の日から5日以内になされなければならない。外国に対する送達に関する承認は送達の日から14日以内になされなければならない。(O.121,r.7)<br><br>相手方は、送達の承認から5日以内に宣誓供述書を提出するとともに当事者に送達しなければならない。(O.121,r.6)<br>申立人は、上記相手方の供述書に対し、5日以内に反論の宣誓供述書を提出・送達しなければならない。(O.121,r.7) |
| 証拠規則 | 証拠方法の制限、写し・ファックス等でよいか | 規定なし                                 | 規定なし   | 規定なし          | 返還の申立ては、申立人もしくは申立人に代わる者(適切に認証された者に限る)が作成した宣誓供述書によらなければならない。<br>その宣誓供述書には、条約8条aないしdに記載された事項、必要であれば、同条e.f)に関する事項、外国w)における場合を含め、当該子どもに関する裁判手続きに関する情報、その他関連する情報を記載するとともに、関連する一切の文書を添付しなければならない。<br>宣誓供述書は、緊急の場合を除いて、申立てと同時に提出しなければならない。(O.121,r.2) |  |

| 大項目         | 中項目   | 小項目(これに限る趣旨ではない)  | オーストラリア   | シンガポール  | オランダ   | アイルランド  | イギリス   |
|-------------|---|---|---|---|--|---|--|
| 返還手続        | ハーグ返還手続に特有の規定   | (11条)6週間以内に決定がなされていないことについての照会に関する回答  | あり(15(4))<br>申立が係属から42日の期間内に決定しない場合は、<br>(a) 申立をした有責中央当局又は条約3条申立人は、裁判所の記録係にその期間内に申立が決定されなかった理由を書面で述べることを求めることができる。<br>(b) 当該質問をされた記録係は、できるだけ早く(担当中央当局又は条約3条の申立人に)回答をしなければならない。  | 規定なし  | 規定なし   | 規定なし  |  |
|             |   | (14条)外国法・判決の考慮  | あり(29(5))<br>裁判所は下記の事項を立証手続なしに証拠とできる<br>(a) 条約締結国で効力を有する法律<br>(b) 条約締結国の司法当局又は行政当局によって作られた司法的又は行政的機関の決定   | あり(22)  | 規定なし   | 条約14条の目的のため、締結国の司法上若しくは行政上の決定が写しとして提出された場合は、反証のない限り、特に証明を要せず、真正な写しと認める(5)。条約14、30条の目的のため、8条に規定される文書は原本でも写しでも、事実又は意見、翻訳の証拠として認める(5)。 | イギリス国外での裁判所・当局の決定の証明は、信用性のある写しを証拠としてよい(反対の証拠のない限り、信用性のあるものとみなされる。署名又は押印があるものは、信用できる写しにあたる)。条約14条と条約30条に照らし、条約8条の書面もしくはその認証ある写しは、証拠とできる。(7) |
|             |   | (15条)15条宣言手続  | あり(17) - 連れ去り又は留置が違法であることの宣言<br>(1) 申立の際、裁判所は命令によって次のように宣言できる<br>(a) オーストラリアから締結国への子どもの連れ去り<br>(b) 締結国における子どもの留置は条約3条に照らし違法である<br>(2) 裁判所は、担当中央当局に、条約に基づき子どもの返還に関する請求を行っている個人、施設、その他の組織が子どもが連れ去り又は留置の前に常居所としていた国の裁判所の命令または適切な期間の決定によって、当該連れ去り、又は留置が条約3条に照らし不当であることの宣言を受けよう調整することを求めることができる。 | あり(14)  | 規定なし   | あり(15)  | あり、管轄裁判所が行う。(8)  |
|             |   | (16条)本案の決定をしてはいけない旨の規定  | あり(19) - 裁判所が命令を下さない場合<br>子どもの返還を求める申立てがなされた場合、申立についての決定が出るまで、規則18条に照らし、裁判所は子どもの監護権を与える命令(仮の命令を除く)をなしてはいけない。  | 監護等に関する審理手続の停止(13)  | 規定なし   | あり(13)  | あり(9)  |
|             | 調査官・子ども代理人に関する規定  | 子ども代理人の選任は例外的な場合のみ可能(Family Law Act 1975-568L(3))<br>ファミリーコンサルタントによる報告(26)<br>(1) 本規則下における裁判所の手続において裁判所は、<br>(a) 適切な問題について、ファミリーコンサルタントに対し、裁判所に報告書を提出するよう指示することができる。<br>(b) レポートが完成するまで手続を延期できる<br>(2) ファミリーコンサルタントは報告書に、子どもの世話、福祉、政調に関する問題を含めることができる。<br>(3) 裁判所は適当と判断すれば、ファミリーコンサルタントを訴訟手続に参加させることができる。<br>(6) 裁判所の指示に応じて作られた報告書は、証拠として受け取られる | 規定なし  | 規定なし  | 調査官・子ども代理人に関する規定なし<br>監護権裁判その他子どもに関する手続について、特別な規定はないので、既存の規定(子ども法1908、孤児の後見人の職務法1964等)が適用されるものと推察される |   |  |
| (保全処置)      | あり(14(2)) 裁判所への申立て<br>14(2)条約の目的のため子どもに監護権を有する担当中央当局、個人、施設、その他組織が子どもがオーストラリアから連れ去られるかなり大きい可能性またはおそれがあると信ずるに正当な理由があるときは、担当中央当局、個人、施設、その他の組織は<br>(a) 裁判所に規則31条の令状を発行する命令の申立ができる<br>(b) 裁判所に子どものパスポート、他の関係者のパスポートを、担当中央当局、オーストラリア連邦警察、命令で特定された人等に引き渡すことを命ずる命令を申し立てることができる。 | 子の福祉の確保、環境の変化の防止、子の監護や面会について(10)、事案が係属中又は申立が却下された場合、申立てにより子をシンガポールから連れ去ることを禁ずる(11)、Rules of Court, Order102 r.9   | 本法律には定めはないが、保全処分を前提とした記載あり(「中間の差止手続」(11(1)))  | あらゆる必要な暫定措置可(12)子を暫定的に施設収容(37)  | 申立てに対する決定より前に、裁判所は、裁判所が子の福祉の観点から、子の環境の変化に関して、適切と考える措置を取ることができる。(5)                                   |   |  |
| 上訴と原審決定の執行力 | なし  | なし  | なし  | 裁判官が申立てを認容するとき、監護権者に監護させる命令をしなければならない。すぐに実行不能であれば、「子どもケア・保護」に一時的監護を命じなければならない。裁判官は、申立によりまたは職権により、奪取者または共同責任者に、中央当局または監護権者に対し、奪取と返還に関して要した費用を支払うよう命じることができる。複数の人間が奪取に関与している場合には、その総額に連帯責任を負う。この命令は即時執行可能である(13(5)) | 規定なし   |   |  |

| 大項目         | 中項目               | 小項目(これに限る趣旨ではない)                                 | NZ   | カナダ・ケベック州   | アメリカ  | ドイツ   | 南アフリカ<br>「L」は法律の条文で、「R」は規則の条文。                             |
|-------------|-------------------|--|--|---|---|---|--|
| 返還手続        | ハーグ返還手続に特有の規定     | (11条)6週間以内に決定がなされていないことについての照会に関する回答             | 規定あり (107(3))  | 返還手続開始から6週間経過しても決定が出ない場合、法務省は、申立人や中央当局の要請に従い遅延の理由を示す(27)。 |   |   | 規定なし   |
|             |                   | (14条)外国法・判決の考慮                                   | 外国裁判所のparenting orderの承認・執行(81-82)<br>NZ裁判所の海外での効力(92, 93)                   | 条約とほぼ同じ内容が規定されている(28)。                                    |   |   | 規定なし   |
|             |                   | (15条)15条宣言手続                                     | 他の締約国から要請があった場合、不法な連れ去りの宣言をできる(111)  | 条約とほぼ同じ内容が規定されている(29)。                                    |   |   | 条約15条にしたがって、子の連れ去り又は留置が不法であるとの認定の申請に対する決定は、家庭裁判所の責任である(41) |
|             |                   | (16条)本案の決定をしてはいけない旨の規定                           | 日々の監護に関する命令や決定は返還申立について決定がなされるまでなされない(109)。<br>返還拒否をする場については、監護権の決定をできる(110) | 条約とほぼ同じ内容が規定されている(25)。                                    |   |   | 規定なし   |
|             | 調査官・子ども代理人等に関する規定 | 監護権裁判その他子どもに関する手続について、既存の規定が適用されるか、別途規定が設けられているか | 裁判所は子ども代理人を指名できる(7)  | 規定なし  |   |   | 規定なし<br>ただし、改正法(下記4(4))に子ども代理人に関する新設規定あり。                  |
|             | (保全処置)            |  | 規定あり(108)  | 規定なし  | 管轄裁判所は、申立てに対する決定前に、州法又は連邦法で定められた措置を子の福祉を守るためにとることができる。(5)   | 子に危険が及んだり関係者の利益が害されるのを避けるため(特に子の住居を確保し、子の返還が妨げられたり困難にされるのを避けるために)、裁判所は暫定的な命令を下すことができる(15) | 規定なし<br>ただし、改正法(下記4(4))に暫定措置に関する新設規定あり。                    |
| 上訴と原審決定の執行力 |                   |  | 規定なし   |   | 第一審の判断に関してHigher Regional Courtに不服を申立てることができる。子の返還要求決定に対する不服申立権は、子の返還申請に反対する者、14歳に達した子ども、関係する少年保護所(Youth Welfare office)に帰属する(40(2))<br>不服申立ての通知を受領したら、裁判所は子の返還決定について即時効果を発生させるべきかについて遅滞なく調査する。不服申立が明らかに正しい根拠に基づいていない場合や、不服申立に関する決定前の子の返還が関係者の正当な利益を考慮に入れて子の利益と両立しうる場合には、子の返還の効果を即時発生させるべきである。ただし、この決定は不服申立手続の間、変更することができる(40(3)) | 規定なし<br>ただし、費用負担(下記3(12))に関して、the Registrar of the Hight Courtの決定が最終審であるとの規定はあり(R7(3))。   |  |



| 大項目  | 中項目               | 小項目(これに限る趣旨ではない)                                 | スイス  | カナダ (Alberta) | カナダ (New Brunswick) | 香港   |
|------|-------------------|--|--|---------------|---------------------|--|
| 返還手続 | ハーグ返還手続に特有の規定     | (11条)6週間以内に決定がなされていないことについての照会に関する回答             | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし                | 規定なし   |
|      |                   | (14条)外国法・判決の考慮                                   | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし                | 1 条約14条に関し、外国の司法機関もしくは行政機関による決定もしくは判決については、それが適切に認証されれば証拠として用いることができる。そして、その謄本は、反証がない限り、真正なものであるとみなされる。<br>2 その謄本は、封印されている場合、もしくは、裁判官等によって証明された場合には、適切に認証されたものとみなされる。<br>3 条約14条及び30条に関し、条約8条に言及されている文書もしくは証明書付き文書は十分な証拠であるとみなされる。(sec.9)<br>裁判所による連れ去りもしくは留置が違法であることの宣言(sec.10)<br>条約15条の宣言に関する要求も、申立人もしくは申立人に代わる者(適切に認証された者に限る)が作成した宣誓供述書によらなければならない。(O.121,r.4) |
|      |                   | (15条)15条宣言手続                                     | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし                | 監護権に関する審理の停止(sec.11)   |
|      |                   | (16条)本案の決定をしてはいけない旨の規定                           | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし                | 規定なし   |
|      | 調査官・子ども代理人等に関する規定 | 監護権裁判その他子どもに関する手続について、既存の規定が適用されるか、別途規定が設けられているか | 裁判所は、子に代理人を立てよう決定し、福祉および法律問題に精通した者と代理人として指定しなければならない。この場合、申立てをし、上訴をすることができる。 | 規定なし          | 規定なし                | 規定なし   |
|      | (保全処置)            |  | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし                | 子の福祉を確保するため、もしくは申立てに対する判断に関連する状況の変化を防ぐため、裁判所は、暫定措置を講ずることができる。(sec.7)   |
|      | 上訴と原審決定の執行力       |  | 規定なし   | 規定なし          | 規定なし                | 規定なし   |

| 大項目  | 中項目                    | 小項目(これに限る趣旨ではない)                   | オーストラリア  | シンガポール  | オランダ   | アイルランド   | イギリス   |
|------|------------------------|------------------------------------|--|---|--|--|--|
| 返還手続 | 執行                     | 既存の民事判決の執行に関する規定が適用されるか、別途規定されているか | <p>別途規定されている。<br/>(返還命令の取消し(19A))<br/>(1)裁判所が返還命令を下した場合、担当中央当局、条約3条申立人、訴訟手続の相手方は命令の取消しを求めて裁判所に申し立てることができる。<br/>(2)裁判所は下記の場合には、返還命令あるいはその一部を取り消す命令を下すことができる。<br/>(a)当事者が全て返還命令の取消しに同意した場合<br/>(b)返還命令発令後、命令の実行が不可能となる事情が生じたとき<br/>(c)返還命令が取り消されることを正当化する例外的事情が生じたとき<br/>(d)返還命令の取消しの申立てがされた日が、返還命令または返還命令の決定に関する上訴から1年以上が経っているとき<br/>(3)返還命令を取り消す命令を考慮する際、もし子どもが連れ去られたものと締約国が、ACTの111CA(1)に該当する締約国である場合、裁判所は、ACTの111CEを考慮に入れなければならない<br/>(子どもの返還の手配(20))<br/>(1)担当中央当局が裁判所に子どもの返還を申立て、命令が出た場合、担当中央当局は当該命令を実行するに必要な手配をしなければならない。<br/>(2)もし子どもの返還命令が出された場合、命令発令から7日以内に、担当中央当局、または条約3条申立人が当該命令が停止されるという通知を受けない場合、子どもは当該命令に従って返還されなければならない。<br/>(3)第1項の場合、連邦中央当局または州中央当局に費用は要請しない(令状(31))<br/>オーストラリアに子どもが不法に連れ去られたときまたはオーストラリアで不法に留置されたとき(14(1)(iii))、子どもがオーストラリアから連れ去られる高い可能性、おそれがあるとき(14(2)(a))、オーストラリアにいる子どもに面会権の申立てをするとき(25(1)(b))、命令の発行を求めることができる。<br/>当該令状は、令状に記載されている人に、必要性、相当性が認められる場合は下記を行う強制力を付与する。<br/>(i)子どもを発見し回復させる<br/>(ii)もし子どもが車、船、飛行機、建物の中にいて、状況は深刻で緊急を要すると合理的に信じられ、車、船、飛行機、建物に立ち入って捜索することが正当化される場合、<br/>(A)車、船、飛行機を止めて、入って、中を捜索すること<br/>(B)建物に入って捜索すること<br/>(iii)令状に記載されている人に子どもを引き渡すこと</p> | 規定なし。<br>備考3  | 前項の命令には、民訴法926条を適用する(13(6))  | 特別な規定なし  |  |
|      | 訴訟費用                   |                                    | <p>あり(30)<br/>担当中央当局はまたは条約3条申立人が申し立てたときに本規則が適用される<br/>担当中央当局は不法な連れ去り又は留置を行ったもの、面会権の行使を妨げたものに費用を支払うよう、裁判所に申し立てることができる。<br/>この場合の費用には含まれるものは、子どもの捜索費用、弁護士費用、ファミリーコンサルタントがレポートを作成するにかかる費用、子どもの返還の手配にかかる費用である。<br/>条約3条申立人は、不法な連れ去り又は留置を行ったもの、面会権の行使を妨げたものに、費用を支払うよう、裁判所に申し立てることができる。<br/>この場合の費用に含まれるものは、移動費用、子どもの捜索費用、弁護士費用、ファミリーコンサルタントがレポートを作成するにかかる費用である。</p>   | 費用は当事者負担(23)、法律扶助、相談に関する規定(17、18)   | 裁判官は申立によりまたは職権により奪取者または共同責任者に、中央当局または監護権者に対し、奪取と返還に要した費用を支払うよう命じることができる(13(5)) | 費用負担は裁判所の判断に委ねられる。裁判所は子を連れ去り若しくは留置した者又は面接権の行使を妨げた者に負担させ得る。そうしない場合はハーグ条約26条に言及する。(40) | 条約26条3項を留保し、法律扶助委員会による援助等を除き、UKの大臣・その他の機関は費用を負担しない(11) |
|      | 子の専門家(スイスに關与に保法に關する規定) |                                    |  | 専門家からの助言(12)  | 規定なし   | 規定なし   |  |
|      | 制調度停                   | 調停前置となっているか、など                     | 規定なし   | Rules of Court, Order102, r.12 裁判所は必要に応じて、当事者に対し、調停やカウンセリングを受けるよう指導する(調停前置ではない) | 規定なし   | 規定なし   |  |

| 大項目  | 中項目                    | 小項目(これに限る趣旨ではない)                   | NZ   | カナダ・ケベック州                      | アメリカ  | ドイツ  | 南アフリカ<br>「L」は法律の条文で、「R」は規則の条文。   |
|------|------------------------|------------------------------------|--|--------------------------------|---|--|--|
| 返還手続 | 執行                     | 既存の民事判決の執行に関する規定が適用されるか、別途規定されているか | 申立てまたは職権により、子の返還を目的として令状発付可能。既存のPrincipal Actは、必要な修正の上、適用される。(119(1, 4))<br>令状によって特定されたソーシャル・ワーカーや何人も子どもを身柄を確保することができる(119(2)) | 規定なし                           |   |  | 規定なし<br>具体的な執行手続の規定はなく、また、民事判決の執行に関する規定が適用されるかは不明。<br>ただし、中央当局又は中央当局から委任を受けている者の権限行使を妨害した場合は、罰金又は12か月未満の禁固という罰則規定あり(L5(2)、R4)。                                     |
|      | 訴訟費用                   |                                    | 連れ去り親に費用の全部または一部を負担させることができる。旅費や付き添い代金も含む(87)<br>申立ての際に、保証金等は不要(120)<br>返還命令がなされる場合には、返還に伴う費用は連れ去った者が支払う命令をだせる(121)            | 返還手続における費用の支払いは要求されない旨を規定(35)。 | 訴訟費用・弁護士費用・子の移動費用は、州・連邦の何らかの補助プログラムを受ける場合を除いて、申立人が負担する。裁判所は、申立てに理由があると判断したときは、明らかに不当な場合を除いて、これらの費用の負担を相手方に命じる。(8) | 条約26条2項にかかわらず、法的アドバイスや法的扶助の条項に合致する場合にのみ、裁判費用が免除される(43) | 中央当局又はFamily Advocateが申立人を代理した場合及び中央当局が個人(ソーシャルワーカー等)を指名して仕事をさせた場合に支払われる手数料が、具体的な活動内容に応じて、詳細に規定されている(R6、R7)。<br>負担した支出を、中央当局が当事者から回収し、その回収金は国庫に帰属することが規定されている(R8)。 |
|      | 子の専門家に(スイスに担保法に)関与する規定 |                                    |  | 規定なし                           |   |  | 規定なし<br>ただし、ソーシャルワーカー等に子どもの家庭環境等を調査させた場合の手数料額が規則に定められており(R7(1)b)、ソーシャルワーカー等を関与させることは可能という前提。   |
|      | 制度停                    | 調停前置となっているか、など                     | [2008年改正]<br>ハーグ案件に限るものではなく、全てのケースについて、調停・和解促進(46D-ZF)   | 規定なし。                          |   |  | 規定なし。  |

| 大項目  | 中項目                  | 小項目(これに限る趣旨ではない)                   | スイス  | カナダ (Alberta)   | カナダ (New Brunswick)  | 香港  |
|------|----------------------|------------------------------------|--|---|--|---|
| 返還手続 | 執行                   | 既存の民事判決の執行に関する規定が適用されるか、別途規定されているか | 各州は、決定について責任を負う唯一の機関を指定しなければならない(12)。<br>この機関は子の最善の利益を考慮し、決定内容の任意の実現を得られるよう努めなければならない(12)。<br>返還命令には、執行のための指示を含めなければならない(11) | 規定なし  | 規定なし   | 規定なし  |
|      | 訴訟費用                 |                                    | 1980年ハーグ条約第26条の規定および1980年ヨーロッパ条約第5条第3項の規定は、調停または和解の手続、州および連邦レベルでの裁判手続および決定の執行にかかる裁判の手続に対して適用される。                             | Albertaの君主は、法律扶助法による場合を除き、本条約下での法律相談や裁判手続から生じるいかなる費用も負担する義務を負うものではない(3) | 州は、法律扶助法による場合を除き、本条約下での法律相談や裁判手続から生じるいかなる費用も負担する義務を負うものではない(3) | 法律扶助法によって法律扶助が提供される場合を除き、条約26条に定められた義務を負うものではない。(sec. 13) |
|      | 子の専門家(スイスに担保法に関する規定) |                                    |  | 不当な連れ去り・留置を受けた子のケアは児童若年家族促進法によって指定された指導者が行う。                            | 規定なし   | 規定なし  |
|      | 制度停                  | 調停前置となっているか、など                     | 調停前置(8)  | 規定なし  | 規定なし   | 規定なし  |

| 大項目 | 中項目        | 小項目(これに限る趣旨ではない) | オーストラリア  | シンガポール   | オランダ   | アイルランド | イギリス   |
|-----|------------|------------------|--|--|--|--------|--|
| その他 | 面接権についての規定 |                  | Part4 (Requests to Central Authorities and court application for access. 面会権に関し、中央当局に対する請求及び裁判所への申立)<br>23 (条約締結国にいる子どもへの面会請求)<br>請求人 担当中央当局<br>州中央当局の場合 連邦中央当局 連邦中央当局<br>連邦中央当局 条約の中央当局に求められるアクションを取る<br>24 (オーストラリアの子どもへの面会請求)<br>連邦中央当局がオーストラリアにいる子どもとの面会権の行使を establish, organize, or secure するためのアクションを取らなければならない。<br>25 (オーストラリアの子どもへの面会権の申立)<br>担当中央当局が裁判所に申し立てる<br>25 A (命令) | あり(7)  | オランダにおいて監護権を持つ者は、面会権の履行のために子がオランダを離れる場合についての判断を求めることができる。判断は、1回以上の特定の訪問もしくは面会権を行使できる特定の期間について下すことができる(14(1)) |        |  |
|     | その他        |                  | 11 (オーストラリアから連れ去られた子どもの返還請求)<br>請求人 人、施設、その他組織 有責中央当局<br>州中央当局の場合 連邦中央当局<br>連邦中央当局 条約の中央当局に求められるアクションを取る<br>13 (オーストラリアへ連れ去られた子どもの返還要求)<br>連邦中央当局が条約に基づき、子どもの返還を確保するために行動しなければならない。<br>23 (条約締結国にいる子どもへの面会請求)<br>24 (オーストラリアの子どもへの面会請求)  | 第三者の関与(9)、申立書の記載事項(Order1102、15)、  |  |        |  |
| 備考1 |            |                  | (備考 以下はNCMECカントリーレポート中の記載)<br>連邦中央当局: 申請書が処理される。4人の常勤の弁護士、4人の常勤のケースワーカーがいる。(機能)条約の運用に関し、法的、政策的助言を行う。州中央当局の運営にガイドラインを提供。所在不明の子どもを捜索する。条約の法的、実務的の局面に関し、関係者に助言を与える。連れ去り先国における進展についてLBPに連絡する。LBPが他国へ行く場合の移動手段の調整をする。州中央当局と外国の中央当局と定期的な連絡を保つ。連れ去りに関するパンフレット、ガイドブック、ニュースレターを発行し、情報提供する役割を維持する。<br>6つの州と2つの地域にある。(権限)子どもの保護全般を取り扱う。   | 法律に規定はないが、ハーグ国際私法会議事務局への回答( <a href="http://www.hcch.net/upload/std28_sg.pdf">http://www.hcch.net/upload/std28_sg.pdf</a> 、以下同様)に以下の記載あり。Upon receipt of request for assistance to facilitate a voluntary return, the Singapore Central Authority will first establish whether the child has been wrongfully removed from its state of habitual residence or retained in Singapore as stipulated under Article 8 of the Convention. The Singapore Central Authority will contact the taking parent, taking reference from the contact information provided by the left behind parent and request the taking parent to return the child voluntarily. In the event that attempts to contact/locate the child are futile, the Singapore Central Authority will inform the overseas Central Authority accordingly. |  |        | NCMECカントリーレポート: 一般に中央当局と表示されるのは、大法官が中央当局の任務を委任する Official Solicitor and Public Trustee (法務省関連機関) のInternational Child Abduction and Contact Unit; ICACU (国際的奪取・面会交流室) 申立人が返還手続を行う。人証は条約13条aの抗弁が争われた場合のみ、執行は法廷官吏による。法廷侮辱等による強制。子どもの異議が出された場合は、カフカス (CAFCASS; 家庭裁判所所属の児童心理・社会福祉等専門の職員) が任命され、報告書を提出。 |
| 備考2 |            |                  |  | ハーグ国際私法会議事務局への回答には、transfer orderによりdistrict court へ移送されると、家裁 (family and Juvenile Justice Division of Subordinate Courts) で審理されとの記載あり。  |  |        |  |
| 備考3 |            |                  |  | 規定なし。ハーグ国際私法会議事務局への回答には以下の記載あり。The applicant may institute committal proceedings for contempt of court against the other party for disobeying the order of court. The procedures pertaining to committal proceedings are contained in the Rules of Court. If a party is found to be in contempt of court, he/she can be liable to be fined or jailed, or both.   |  |        |  |

| 大項目 | 中項目        | 小項目(これに限る趣旨ではない) | NZ  | カナダ・ケベック州   | アメリカ   | ドイツ   | 南アフリカ<br>「L」は法律の条文で、「R」は規則の条文。  |
|-----|------------|------------------|---|---|--|---|---|
| その他 | 面接権についての規定 |                  | 海外のparenting orderに面会交流の定めがある場合には、執行できる(72)<br>NZの国外にいる子どもとの面会(112)<br>NZの国内にいる子どもとの面会(113)   | 面接権確保のための申請は返還手続と同様の方法で行う旨のほか、条約と同様の規定がなされている(31、32)。 |  | 訴訟手続の各段階において、裁判所は個人の子への面接権が保証されているかどうか調査する(38(2)) | 規定なし。   |
|     | その他        |                  | Welfare and best interest of the childの重視が全面的に記載され、具体的な考慮要素も記載(4.5)。<br>子の国外連れ去りの恐れがある際には、子の身柄を確保し、チケットや旅券を保管し、連れ去り禁止の命令を出すことができる(77)<br>命令違反の罰則は3ヶ月以下の懲役または2500ドル以下の罰金(78～80)<br>申立人代理人の指名(116)<br>請求を認められなかった申立人が国外に連れ去る恐れが高いときには、上記(77)の対策を取れる(118)<br>申立てを却下するときは、理由を申立人に速やかに知らせる(123)<br>裁判所が必要な場合には、裁判所を支援する弁護士を指名できる(130)<br>子どもの文化的背景を説明することができる(136) |   | 省庁間調整グループの設置(10)   |   | 法改正により、担保法が、Children's Act, 2005 という家族関係一般を規定する法律に組み込まれた(第17章)。<br><br>改正法では新たに、<br>裁判所(High Court)が中央当局に子どもの国内環境のレポートを提出させる権限(278(1))<br>裁判所が子ども、申立人又は相手方のために暫定措置をする権限(278(2))<br>子どもの異議に関して、裁判所が子どもに異議を主張する機会を与え、かつそれを尊重する義務(278(3))<br>全ての申立てにつき、子どもの最善の利益になる場合は、裁判所が子どもに代理人をつける義務(279)が規定されている。 |
| 備考1 |            |                  |   |   | NCMECカントリーレポート:国務省子ども問題室が中央当局。申立人の私選代理人が行う。<br>子の意見聴取のため、裁判所の任命した心理士が子の調査を行う/訴訟後見人、子の代理人が任命されることがある。 |   |   |
| 備考2 |            |                  |   |   |  |   |   |
| 備考3 |            |                  |   |   |  |   |   |

| 大項目 | 中項目        | 小項目(これに限る趣旨ではない) | スイス  | カナダ (Alberta)   | カナダ (New Brunswick)            | 香港   |
|-----|------------|------------------|--|---|--------------------------------|------|
| その他 | 面接権についての規定 |                  | 規定なし   | 規定なし  | 規定なし                           | 規定なし |
|     | その他        |                  | 連邦中央当局は、州中央当局と協力して、助言を行い、調停または和解を実施し、子を代理し、迅速に行動することができる専門家および施設のネットワークを構築するよう取り計らわなければならない(3) | カナダ外務大臣による、相手国が締約国である旨の証明書は、特に反証がない限り、発行者の署名がなくとも真正の証明である(6(1)) | 副知事は本法の目的を履行するため、必要な規則を制定する(8) | 規定なし |
| 備考1 |            |                  |  |   |                                |      |
| 備考2 |            |                  |  |   |                                |      |
| 備考3 |            |                  |  |   |                                |      |